

# 基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

第2章 土地利用構想

# 第1章 嘉手納町の目指す姿

## 1 将来像と基本理念

### (1) 将来像

将来像は、まちづくりの方向性や本町の将来の姿を分かりやすく表現したもので、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。

本町では、第4次総合計画において「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまで築き上げた成果をもとに、人々が互いに協働しながら、創意工夫を図り、活力に満ちた賑わいのあるまちづくりの実現を目指して、子育て環境や教育・福祉の向上、人材育成・文化振興、地域産業・中心商店街の活性化、公共施設の整備、基地問題への対応等の様々なことに鋭意取り組んできました。

地方自治体も変革の時期を迎え、社会情勢としても人口減少や少子高齢化社会の進展への対応が求められており、地域に愛着と誇りを持ち、人々が互いに尊重・補完し合いながら、対等な立場で協力し行動することが必要不可欠となります。

これからのまちづくりにおいては、町民と協働し、すべての町民が「<sup>ちむ</sup>肝ぐる<sup>\*1</sup>」の精神をもち、健康で安全に安心して暮らしていける住みやすいまちづくりを目指すことが必要です。したがって、『ひと』が夢や希望を持ち『交流』を育くむことでさらに『輝く』みらいを創っていくことを目指し、第4次総合計画で掲げた将来像を継続発展させ、新たな視点による施策の展開を図り、本町の目指すまちづくりの達成に向けて第5次総合計画の将来像を、以下のとおり定めます。

### 第5次総合計画の将来像

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

### (2) 基本理念

本町のまちづくりは、みらいを輝かせる『ひと』、交流を育くむ『ひと』が集い、まちづくりに取り組むことで『みらい輝くまち』の構築を目指し進めていくものです。

まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取り組みを進めていく必要があります。このため、これまで20年間にわたってまちづくりの将来像を「ひと、み

\*1 肝ぐる：心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。

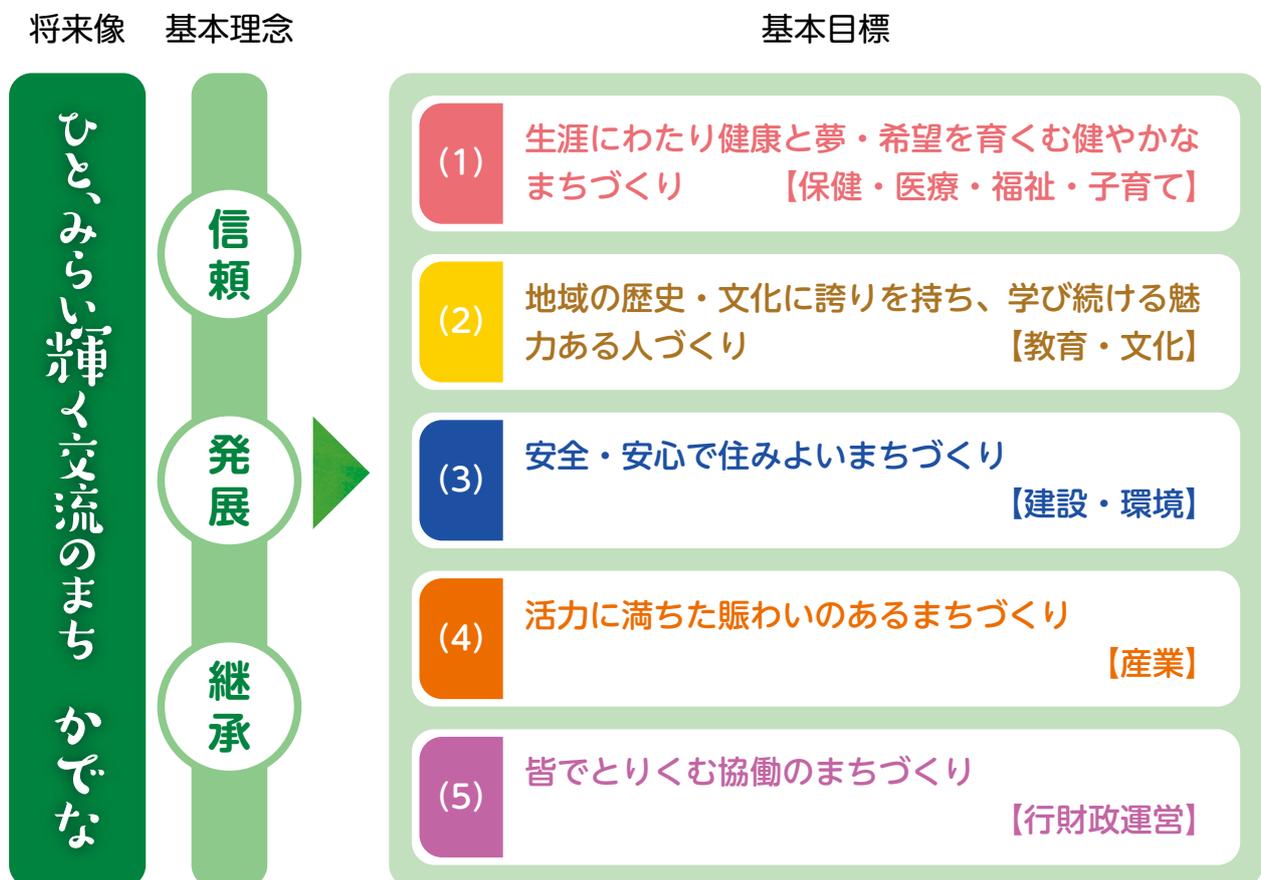
らい輝く交流のまち かでな」と定め、町民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

第5次総合計画においても引き続き同じ将来像を掲げ、根幹である『ひと』が互いを信頼し、信頼が支え合いを生み出し、支え合いが協働の精神を育くみ、協働によるまちづくりが成されることで環境をつくり、生活や文化、歴史が調和し、継承・発展を遂げながら活気に満ちた未来へつながっていきます。

そのような希望を持ち、その実現に向けての基本理念を「信頼」「発展」「継承」とし、今後10年間の指針であるとともに、行財政運営を行う上で普遍的な姿勢として位置づけます。

## 2 基本目標

将来像「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を受け、分野別に次の5つの基本目標「生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり」「地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「活気に満ちた賑わいのあるまちづくり」「皆でとりくむ協働のまちづくり」を設定しました。町民、事業所、行政等の本町に関心のある人々とともに、これらの目標の実現を推進していきます。



## (1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり (保健・医療・福祉・子育て)

---

### 【目指す姿】

高齢化に伴う介護や子育てニーズが高まる中、すべての人が、人間として尊厳と権利が守られ、健康でいきいきと活動し、その人らしく充実し、輝いた生涯を送ることができるよう、生きる喜びと希望に満ちたまちづくりを目指します。そのため、町民の健康づくり活動や福祉の充実などにより、安心して子育てができ、互いに支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援や介護が必要となる場合でも、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

### 【実現に向けた基本方向】

#### 1) 地域福祉の推進

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

#### 2) 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。

#### 3) 障害福祉の推進

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。

#### 4) 母子保健・子育て環境の充実

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

#### 5) 健康・長寿のまちづくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防

に向けた対策の充実にも取り組みます。

## 6) 社会保障制度の運用

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者<sup>\*1</sup>にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

## (2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり (教育・文化)

### 【目指す姿】

超スマート社会といった変革の時期を迎えている中、学校教育の充実を図り、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、夢や希望を持ち、自分の可能性に挑戦する児童生徒の育成を目指します。

また地域への愛着や誇りを子どもたちに育くむとともに、地域コミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の実現を推進します。

さらに社会教育を推進するとともに、歴史や文化の継承と活用により、町民が生涯学び、これからの時代の変化に柔軟に対応し、国際的な視点で物事を捉え、自身で未来を開拓していく力を持った「ひと」づくりを目指します。そのため、学校教育施設の充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。

また、本町の文化を伝え、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者などすべての「ひと」が夢と希望を持ち、情操豊かで、生きがいを持った人づくりを目指します。

### 【実現に向けた基本方向】

#### 1) 学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育<sup>\*2</sup>の推進に取り組みます。

#### 2) 人材育成・国内外交流の推進

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育

※1 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

※2 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組めます。

### 3) 生涯学習の推進

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組めます。

### 4) 平和学習の推進

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組めます。

### 5) 地域の歴史と文化の保存・継承・活用

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとうば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組めます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組めます。

### 6) スポーツ・レクリエーションの振興

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組めます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組めます。



### (3) 安全・安心で住みよいまちづくり (建設・環境)

#### 【目指す姿】

密集市街地の解消や住環境及び道路、公園をはじめとした生活基盤整備、バリアフリー化、公共交通等の充実を図ることで、定住化を促進し、誰もが快適に生活できる住環境の整備を目指します。

また地球環境にやさしく、あらゆる災害に強い安全・安心なまちを目指すとともに、自然と都市が調和したまちづくりを推進します。そのため、基地から派生する航空機の騒音や排気ガスといった諸問題の解決をはじめ、防犯・交通安全対策を推進するとともに、地域の防災力向上に取り組めます。また、環境への負荷を少なくする取り組みとして、ゴミの減量化やリサイクルの推進など、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成を目指します。

#### 【実現に向けた基本方向】

##### 1) 自然環境の保全と緑地の充実

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組めます。

##### 2) 循環型社会の推進

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組めます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組めます。

##### 3) 公害防止の推進

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組めます。

##### 4) 土地利用と住環境の充実

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組めます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組めます。

## 5) 道路交通ネットワークの形成

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

## 6) 上下水道の整備

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向けて取り組みます。

## 7) 防災力の高いまちづくり

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築やICT技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。

## 8) 防犯・交通安全の推進

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

## 9) 安全な消費生活の推進

町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

## 10) 基地対策の推進

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。



## (4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり (産業)

### 【目指す姿】

商工業については、人、企業、地域が「交流」を深めながら、個性と活力のあるまちを創出し、「みらい」に向けて持続的に発展する産業の構築を目指します。

また本町の有する魅力的な地域資源の活用やエンターテイメント<sup>※1</sup>性のあるイベントの実施など観光産業の振興を推進します。

### 【実現に向けた基本方向】

#### 1) 農水産業の振興

農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組みます。

水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組みます。

#### 2) 商工業の振興

嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活気に満ちたまちづくりに向けて取り組みます。

#### 3) 観光業の振興

地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組みます。

#### 4) 情報通信産業の振興

町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組みます。

#### 5) 就労支援の充実

あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組みます。



※1 エンターテイメント：人々を楽しませる娯楽のこと。

## (5) 皆でとりくむ協働のまちづくり (行財政運営)

### 【目指す姿】

町民と行政などが「協働」することで、住民自治の向上を図り、共に築き上げるまちを目指します。さらに、時代のニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、効率的・効果的かつ健全な行財政運営を推進します。

### 【実現に向けた基本方向】

#### 1) 適切な行財政運営の推進

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組めます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

#### 2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

#### 3) 町民協働のまちづくり

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

#### 4) 地域コミュニティ活動の充実

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。



## 3 人口ビジョン

平成27年度「嘉手納町人口ビジョン」を基に、第5次嘉手納町総合計画では、目標年次令和10(2028)年における嘉手納町の将来総人口を14,000人と設定します。

## 第2章 土地利用構想

町土は、町民の暮らしをはじめ、経済・文化など多様な活動の基盤となります。住みよいまちづくりを展開していくにあたっては、町土が現在及び将来における町民の限られた貴重な資源であるという認識のもと、秩序ある発展を図るため、自然環境などに留意しつつ、公共の福祉優先を基本とした土地利用を進めていくことが重要です。

土地利用は、長期的且つ広域的な視点に立ち、開発と保全の調和に基づいた様々な土地需要の調整を行うことにより、自然環境と共生するまちづくりや、歴史・社会的特性を踏まえたまちづくり、活力ある都市活動と町民生活を支えるまちづくりを進めます。

- 本町においては、町土の82.0%が米軍用地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫、陸軍貯油施設）に占有されている特異な状況にあります。一方で、それらの地域は本町の地域開発上及び環境保全上、極めて重要な地域となっています。したがって、軍用地も含む町土全体について、均衡ある発展と文化的な生活の確保に資する利用を進めていくものとしします。
- 限られた利用可能用地について、より有効な土地利用を図り、良好なまちづくりを進めるためにも、地域特性を活かし、再開発地区を起爆剤とした商業地域の再生、住宅・住環境整備などによる既成市街地の改善、面整備の検討などによる計画的な新市街地の形成などを図ります。そして、比謝川の水辺などを骨格とした緑のネットワークを形成し、良好な住環境の実現を目指すものとしします。
- こうした土地利用を実現するために、市街地に接する軍用地の一部返還又は共同使用に取り組むとともに、米軍用地返還の見通しなどを踏まえ、計画的な利用・転用の検討を進めるものとしします。



